

指定障害福祉サービス等事業者の皆様へ

令和6年度愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金 申請のご案内

この支援金は、物価高騰により障害福祉サービス等施設・事業所の経営環境が一段と厳しさを増していることに対応するため、施設・事業所における光熱費・食材費・燃料費に対して支援を行うものです。以下に支援金の対象となる要件、申請方法をまとめましたので、申請時の参考にしてください。

《要 点》

- ① 交付の対象は公立公営及び基準該当を除く指定障害福祉サービス等事業者です。
(詳細は「2 交付額」参照)
- ② 通所系サービスと入所施設を一体的に行っている場合、通所系サービスか入所施設か、申請者が申請するサービスを「光熱費・食材費・燃料費」の区分ごとに任意で選択できます。
「光熱費・食材費・燃料費」それぞれで、選択したサービス種別に基づき申請してください。

(例) 生活介護と施設入所支援を一体的に運営している場合
光熱費⇒生活介護で申請、食材費⇒施設入所支援で申請、燃料費⇒生活介護で申請

1 交付の要件

以下の(1)及び(2)両方の要件を満たしていることが必要になります。

- (1) 愛知県内(指定都市・中核市を含む。)に所在する障害福祉サービス等施設・事業所(国、都道府県又は市町村が運営する事業又は施設を除く。)を運営する法人であること。
- (2) 令和7年3月1日時点において、自らが施設等の光熱費・食材費・燃料費を負担し利用者の入所または通所サービス含むサービスの提供を実施していること。

2 交付額

サービス種別ごとの支援金の額は以下のとおり。

(1) 光熱費・食材費

	サービス種別	光 熱 費 支給額	食 材 費 支給額
入所系	共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所(空床型を除く)、障害者支援施設、自立訓練(生活訓練)のうち宿泊型自立訓練	施設等 1 定員 あたり 8,000 円	施設等 1 定員 あたり 9,900 円
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練(宿泊型自立訓練を除く。))、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス	施設等 1 定員 あたり 3,000 円	施設等 1 定員 あたり 3,300 円

(2) 燃料費

	サービス種別	燃 料 費 支 給 額
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス	自動車 1 台あたり 18,000 円
入所系	共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所(空床型を除く)、施設入所支援	自動車 1 台あたり 11,000 円
相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、障害児相談支援	自動車 1 台あたり 11,000 円(注)
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	

(注) 申請可能な台数は当該事業所において勤務した直接処遇職員の令和 7 年 2 月分(2 月 1 日から 2 月 28 日まで)の勤務実績の常勤換算後の人数(小数点以下の端数がある場合は第一位を切り上げ)までとする。

- サービス提供に係る光熱費・食材費・燃料費につき法人において負担しているものに限る。

《以下の場合には申請できません》

光熱費、食材費、燃料費を利用者が全額負担している場合(法人の持ち出しが無い場合)

3 申請書の作成・送付方法

以下の専用 WEB サイトから電子申請してください。

※申請は法人単位です。複数の事業所を運営されている法人において、事業所単位で申請しないようお願い致します。

【専用 WEB サイト】

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/switch/00051c0005h386lmgd/accountWelfare>

4 受付期間

申請受付期間	支払予定日（※）
4 月 21 日（月）～5 月 9 日（金）	6 月 26 日（木）
5 月 10 日（土）～6 月 6 日（金）	7 月 17 日（木）
6 月 7 日（土）～6 月 20 日（金）	7 月 31 日（木）

（※）審査状況によって変更となる場合がございます。

5. 交付決定及び支払い

申請書内容を最終的に県が確認※の上、電子申請システムに入力された支払先口座宛へ振込みをします。（※不備等による申請書の再提出があり得る。）

なお、交付決定に係る通知は、支払先口座あて振込みをもって行うこととします。

6. 証拠書類の保管

支援金に係る光熱費・食材費・燃料費支払等に関する証拠書類（領収書等）は、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管すること。

県監査指導室による実地指導等の際、証拠書類の原本が確認できない場合は、支援金の返還等の指導がされる場合があるため、不備のないよう証拠書類を保管すること。

7. その他

交付決定時点（支援金入金日）に施設・事業所が廃止されている場合には、交付を受けることはできません。

8 問い合わせ先

提出方法や書類の書き方などでご不明な点等があった場合は、愛知県障害福祉課ではなく、下記の連絡先までご連絡ください。

愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金（障害福祉区分）事務局

電 話 052-990-6361

メー ル shogai-taisaku6_hr@athuman.com

（質問等の場合は、件名を「物価高騰対策支援金（障害福祉区分）について」としてください。）